

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
有限会社大山ヘルパース テーションひまわり 玉名市青木 992 番地	有限会社 大山 玉名市青木 992 番地 大山 ノブ子	平成 16 年 8 月 26 日	43000200245115	知的障害者 居宅介護

熊本県告示第 914 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 10 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 16 年 9 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
有限会社大山ヘルパース テーションひまわり 玉名市青木 992 番地	有限会社 大山 玉名市青木 992 番地 大山 ノブ子	平成 16 年 8 月 26 日	43000300161113	児童居宅介 護

熊本県告示第 915 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 9 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 葦北郡芦北町大字簞瀬字上蔀平 670 の 13、670 の 14
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県芦北地域振興局並びに芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 916 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 16 年 9 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林の所在場所 熊本県球磨郡水上村・球磨郡多良木町・球磨郡五木村・球磨郡あさぎり町・球磨郡相良村・八代郡泉村・八代郡東陽村・八代郡坂本村（以上 8 町村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 水源のかん養
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
球磨郡多良木町・八代郡東陽村（以上 2 町村国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
球磨郡五木村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - (ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林の所在場所 熊本県八代郡泉村・球磨郡水上村（以上 2 村国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 公衆の保健
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県関係地域振興局並びに関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第917号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成16年9月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
 平成16年9月3日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	387号	同所	前	20.0 ～ 31.0	75.0	地道改
			後	22.0 ～ 32.5	75.0	

2 区域変更する期日 平成16年9月3日

熊本県告示第918号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 その関係図面は、平成16年9月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
 平成16年9月3日

熊本県知事 潮谷義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	同所 同字	前	35.0 ～ 55.6	106.0	仮設置
			後	40.0 ～ 67.8	149.0	
一般県道	原植木線	同所 同字	前	5.0 ～ 13.6	91.0	緊道整
			後	12.0 ～ 29.1	103.0	

2 区域変更する期日 平成16年9月3日

公 告

熊本県公告第 728 号

球磨郡湯前町幸野溝土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。
平成 16 年 9 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	豊 永 郁 夫	球磨郡湯前町 2278 番地
"	赤 池 精一郎	球磨郡湯前町 1709 番地
"	杉 山 幸 一	球磨郡多良木町大字多良木 1617 番地
"	白 川 和 好	球磨郡多良木町大字多良木 1904 番地
"	西 一 元	球磨郡多良木町大字久米 739 番地
"	豊 永 一 義	球磨郡多良木町大字奥野 1445 番地
"	川 邊 徹	球磨郡多良木町大字久米 2888 番地
"	山 下 勝 徳	球磨郡あさぎり町岡原南 418 番地
"	井 本 清 一	球磨郡あさぎり町岡原南 2072 番地
"	宮 原 辰 紀	球磨郡あさぎり町岡原北 834 番地 2
"	吉 鶴 一 男	球磨郡あさぎり町上北 1 番地 95
監事	岩 野 文 二	球磨郡湯前町 2752 番地
"	米 良 了	球磨郡多良木町大字久米 336 番地
"	福 田 正 之	球磨郡あさぎり町岡原北 1154 番地 1
就任		
理事	豊 永 郁 夫	球磨郡湯前町 2278 番地
"	赤 池 精一郎	球磨郡湯前町 1709 番地
"	杉 山 幸 一	球磨郡多良木町大字多良木 1617 番地
"	白 川 和 好	球磨郡多良木町大字多良木 1904 番地
"	西 一 元	球磨郡多良木町大字久米 739 番地
"	星 原 二 六	球磨郡多良木町大字奥野 748 番地
"	牧 博 夫	球磨郡多良木町大字久米 758 番地 1
"	宮 原 辰 紀	球磨郡あさぎり町岡原北 834 番地 2
"	井 本 清 一	球磨郡あさぎり町岡原南 2072 番地
"	桑 原 照 光	球磨郡あさぎり町岡原南 610 番地
"	吉 鶴 一 男	球磨郡あさぎり町上北 1 番地 95
監事	岩 野 文 二	球磨郡湯前町 2752 番地
"	米 良 了	球磨郡多良木町大字久米 336 番地
"	宮 原 熊 夫	球磨郡あさぎり町岡原北 1560 番地

熊本県公告第 729 号

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条の規定に基づく知事が行う平成 16 年度砂利採取業務主任者試験については、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和 43 年通商産業省令第 80 号）第 8 条の規定に基づき次のとおり実施する。

平成 16 年 9 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験を実施する日時
平成 16 年 11 月 12 日（金）
午前 10 時から正午まで
- 2 試験を実施する場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁本館 8 階 802 会議室
- 3 試験の方法及び科目
試験は筆記試験とし、科目は次のとおりとする。